

堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 平成29年5月19日（金） 午後4時00分～午後5時00分

【場 所】 堺市役所本館4階 秘書課会議室

【内 容】

案件	事案概要	量定に対する意見
1	<p>当該職員は、平成28年6月にアスベスト飛散事故が発生した北部地域整備事務所外壁改修外工事の設計図書の作成、工事の発注、施工管理を平成27年度及び平成28年度に担当していたが、アスベストに関する知識が不足していたことから、設計図書の確認や工事の施工管理を十分に行うことができなかったもの。</p> <p>また、関係者や関係機関への説明など、事故発生後の対応についても不十分であったもの。</p>	戒告
	<p>当該職員は、平成27年度における上記職員の直属の上司（係長）として、設計図書の作成、工事の発注に関して上記職員を指導し、自らもチェックすべき立場にあったが、これを十分に行うことができなかったもの。</p>	戒告